

現 行	改 正 案
<p>4 . 監 督</p> <p>4 - 1 検査終了後のフォローアップ</p> <p>検査局及び財務局の検査部門が実施した証券投資顧問業者に対する検査について、その検査結果を証券行政に適切に反映させる観点から、行政処分等の措置のほか、以下のとおりフォローアップを行うものとする。</p> <p>(1) 改善報告書の提出命令</p> <p>法令に抵触する行為等が認められた場合又は前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、<u>法第 36 条第 1 項に基づき改善報告書の提出を命ずるものとする。</u></p> <p>また、合併等によりシステム統合等を予定している証券投資顧問業者において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理体制（内部監査含む）等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>4 . 監 督</p> <p>4 - 1 検査終了後のフォローアップ</p> <p>4 - 1 - 1 改善報告書の提出について</p> <p>検査局及び財務局の検査部門が実施した証券投資顧問業者に対する検査について、その検査結果を証券行政に適切に反映させる観点から、行政処分等の措置のほか、以下のとおりフォローアップを行うものとする。</p> <p>(1) 改善報告書の提出命令</p> <p>法令に抵触する行為等が認められた場合又は前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、<u>改善報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第 36 条第 1 項に基づき命ずるものとする。</u></p> <p>また、合併等によりシステム統合等を予定している証券投資顧問業者において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理体制（内部監査含む）等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。</p> <p>(2) （略）</p>

現 行	改 正 案
(新設)	<p>4 - 1 - 2 監督上の処分に係る標準処理期間</p> <p><u>法第 37 条から第 39 条までに基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査局等からの検査結果通知(写)を受理したときから、概ね 1 ヶ月(財務局長から金融庁長官への協議を要する場合は概ね 2 ヶ月)以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>なお、当該検査結果通知(写)において指摘された事項等につき、事実確認等のために証券投資顧問業者に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときから概ね 1 ヶ月(財務局長から金融庁長官への協議を要する場合は概ね 2 ヶ月)以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>(注 1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>____) 複数回にわたって法第 36 条第 1 項に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u></p> <p><u>____) 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</u></p> <p><u>(注 2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</u></p> <p><u>(注 3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。</u></p>